

令和5年～6年度に調査・計画策定が予定されるもの

○「子ども・子育て支援事業計画」

(子ども・子育て支援法第61条に基づき策定された市町村計画)

○「次世代育成支援行動計画」

(次世代育成支援対策推進法第8条に基づき策定された市町村計画)

●「こども計画」

(こども基本法第10条第2項に基づき策定された市町村計画)

「子どもの貧困対策計画」

(子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づき策定された市町村計画)

「子ども・若者計画」

(子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に基づき策定された市町村計画)

※こども計画を策定する場合は、令和5年秋(予定)の国(こども家庭庁)のこども大綱の決定を待って、市町村は「こどもの意見聴取」を実施し、都道府県のこども計画も勘案して令和6年度に計画を策定することが予想される。

※「第3期子ども・子育て支援事業計画」策定に向けた子育て世代のニーズ調査については、国の基本指針等、動向を注視することが必要

□こども大綱とは？

令和5年4月1日に設置される、「こども家庭庁」のこども政策推進会議にて策定される大綱です。「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」の内容が含まれるもので、令和5年秋頃に閣議決定される予定です。これにより既存の大綱は廃止になります。

□市町村こども計画とは？

こども基本法第10条第2項で、策定が努力義務化されている、こども施策に関する計画
市町村こども計画とは、「こども大綱」及び「都道府県こども計画」を勘案して策定するもので、市町村計画には、

- ①こどもの施策に関する基本的な方針
 - ②こどもの施策に関する重要事項
 - ③こどもの施策を推進するために必要な事項
 - ④少子化社会対策基本法第7条第1項に規定する総合的かつ長期的な少子化に対処するための施策
 - ⑤子ども・若者育成支援推進法第8条第2項各号に掲げる事項
 - ⑥子どもの貧困対策の推進に関する法律第8条第2項各号に掲げる事項
- を含む必要がある。